

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

こんにちは。4 番、妹川征男です。よろしくお願いします。

まず、芦屋海岸里浜づくりについて通告に基づいて説明していきます。

1 番、福岡県は、本年 2 月から 3 月にかけて芦屋海岸の後部と芦屋港の積み出し、野積み港に積んであった砂の 1 万 8,000 立米を除去しております。その除去した砂は、岡垣の波津海岸や処分場に運んだというふうに聞いています。

その数日後の 3 月 11 日に、松の試験施工として 400 本を植樹しました。その後の松の成長ぶりはどうかということが第 1 点です。

第 2 点は、芦屋町と福岡県合同の、今日まで 3 回里浜づくり技術検討委員会を行ってきておりますが、今後のスケジュール、第 4 回目の技術検討委員会では、どのようなスケジュールになっているのかを聞きたいと思います。

それから、3 点目ですが、高さ 3 メートル、長さ 187 になっておりますけど 175 に訂正をお願いします。175 メートルの防砂フェンスをつくったわけですけど、その目的とか役場にはどういうふうに技術検討委員会で審議されてると思いますが、そのことについて聞きたいと思います。

4 点目は、福岡県と岡垣町、芦屋町との 3 者連絡協議会については、平成 22 年の 7 月に第一回目が開催されています。また、昨年 6 月の議会で、副町長は県に強く 3 者連絡協議会を要望していると答弁しています。進捗状況はどうなっているのか聞きたいと思います。

5 点目、芦屋町として芦屋海岸線の本来の姿に復元するための芦屋町独自の構想はあるのかということでございます。

件名 2 点目、特別養護老人ホームについては、通告書どおり① 22 年度が遠賀郡 4 町と中間市で 50 床の枠が県より示されてました。また今回 24 年度は、芦屋町に 80 床の枠が県より示されています。その際の公募方法はどのようなものであったか。

2 点目は、22 年度と 24 年度の募集期間はいつからいつまでであったのか。

1 回目の質問といたします。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

件名 1、要旨 1 についてですが、試験施工は福岡県が芦屋海岸に松が育つのか客観的に検証するために行ったものです。5 月 18 日北九州県土整備事務所と里浜事業の協議打ち合わせを行っ

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

た際、現状についての説明がありました。植樹した松については新芽が出ており、現在のところ順調に成長しているとの報告を受けております。

件名 1、要旨 2 についてでございます。

北九州県土整備事務所によると、3月に試験施工として松を植樹し、約3カ月しか経過していないため、技術検討会の開催は未定ということです。ただし、技術検討会委員であった大学の先生には、松の状況について写真で報告しており、また県の農林関係職員にも確認し、現在のところ成長に問題がないとの報告を受けております。

件名 1、要旨 3 についてです。

福岡県では、里浜づくりの一環として、防砂フェンスに港湾との境を設置することを計画しています。計画場所付近にも大量の砂が堆積しており、芦屋港湾への砂の進入を防止するためのもので、既設フェンスの延長上に同じ程度の高さとした計画との報告を受けております。

件名 1、要旨 4 についてです。

福岡県による三里松原海岸一帯の海岸保全に具体的な対策が見られないことから、芦屋町長と岡垣町長の直接協議により、海岸保全対策に関する協議会の共同設置の方向が示され、岡垣町と芦屋町で事務レベルの協議を4月25日に行っております。

今後、岡垣町の海岸浸食、芦屋町の砂の堆積の対策について、協議会の進め方、協議会のメンバー、事務局のあり方などの調整をしていきます。

また、芦屋町から岡垣町への海岸一帯は、福岡県の管理であることから、今まで福岡県に対して調査や対策の要望を行っております。このため、3月26日県港湾課、北九州県土整備事務所、岡垣町、芦屋町の3者での協議を行い、こちらでも三里松原海岸の対策について今後の進め方などの調整を行っていきます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

要旨 4 について、私のほうからつけ加えてご答弁させていただきます。

いわゆる県を除いた2町での協議会の設置についてでございますが、波津海岸から芦屋海岸までの海岸浸食と漂砂による堆積の問題は、管理者である福岡県が総合的にとらえ、対策を講じるべきものであるから、福岡県の主導による芦屋町、岡垣町の3者による協議で進めるように要望を行って、今まではまいりました。

事務レベルではこのような動きでよいとは思いますが、ただ、対策の要望を行う協議会の設置となると話は違ってくるわけでありまして、そもそもこの協議会は、県主導で設置するものではないと考えており、両町が設置し、県に働きかけるものではないかと、岡垣の宮内町長と直接協

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

議を行いました。このようなことから、担当課には早急に協議会の設置に向け準備を進めるように指示をしておるといのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

件名 1、要旨 5 についてでございます。

芦屋海岸の管理者は福岡県でございます。したがって、芦屋町といたしましては当初から管理者である福岡県へ、芦屋海岸への漂砂による堆積対策、飛砂対策などを要望しているものでございます。このため、芦屋町独自の構想は持ち合わせてはございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

件名、特別養護老人ホームについて。

要旨 1 及び 2 については、22 年度及び 24 年度公募に係る内容でございますので、一括して答弁させていただきたいと思ます。

まず、22 年度の公募につきましては、福岡県から整備方針が出されたのが、22 年 4 月 21 日で福岡県のホームページにアップされました。

その整備方針において、北九州圏域である遠賀・中間地域に特別養護老人ホームの整備枠として 50 床が示されておりました。町においては、県福祉環境事務所への協議書の提出期限が 22 年 6 月 30 日とされたことに伴い、町への公募提出期限を 22 年 6 月 11 日として、22 年 5 月 18 日に町のホームページにアップしました。24 年度の公募につきましては、福岡県から整備方針が出されたのが、24 年 2 月 27 日で、福岡県のホームページにアップされました。

また、その整備方針において、北九州圏域において、90 床の整備枠が示されており、その整備枠については、前年 11 月の県のヒアリングにおいて、当該市町村が整備意向を示していることが条件とされていることから、うち 80 床が芦屋町の整備枠であることが確認できました。

また、協議書の提出につきましては、県の整備方針によって、県への提出期限が 24 年 4 月 20 日と確認できましたが、24 年度公募については、提出先が保険者である介護保険広域連合とされ、その介護保険広域連合からは、24 年 3 月 2 日付文書で 24 年 4 月 12 日までに提出しなければならないこととされておりました。

このことを受けて町では、県の整備方針によって施設種別ごとに 1 事業者しか協議書を提出で

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

きないため、選定委員会の日程確保などを踏まえ、24年3月26日を町への締め切りとして、24年3月9日にホームページに掲載しております。

また、申請の意向を示していた2事業者につきましては、県より整備方針が示された直後の24年2月28日の時点で電話で県のホームページを確認するよう伝えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

まず、芦屋海岸里浜づくりについてということで、私も定期的に400本植えたところについては、現地調査をしております。想像以上に成長というか、まだ3カ月程度ですけれど、3月末、4月初めのときには、異常なる風が吹いて、十数本、まあ十二、三本ですね、砂が覆いかぶさっていたんで、ちょっと心配はしてたんですけど、課長のお話のように非常によく育っていると、しかも1本も植えかえはしてないということでしたから。

これについては、今からずっと検証していかなければなりません。その際に、よくあそこの今のところ2番目にかかわることでしょうけど、技術検討委員会で今から調査なり学者を、専門家を入れて話をされていくでしょうけど、このスケジュールについては、当初の私たちに、議員の皆さんに資料をいただいているのは、3年間の実験施工を考えて27年でしたっけ、それから成長しておれば3万8,000本の植樹を進めていくという、そういう想定になっておるようですが、さて、この技術検討委員会の、町として3年間というのが本当にそれでいいのかというところが、私非常に心配してるんですけど、その辺、技術検討委員会ではどのように考えられておるのか。ご意見をお願いしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

技術検討会は、里浜事業そのものは県の事業でございますが、技術検討会は県と町が事務局をしております。県としては、先ほど申しましたように開催未定ということで答えさせていただきましたが、町としては必要があれば開催をしていいというふうに考えております。ですから、まず1年後とか、そういうところを目安に県と調整をしていきたいというふうに考えております。

また、3年後以降に本格施工ということなんですけれども、それについても検証が終わってからということになるかというふうに思いますので、その点については未定だということでお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

この 400 本の実験施工というのは、施工は、いわゆる 3 万 8,000 本を植樹する、まあ年度はわかりませんが、そういう中において進められていく一つの前提ではありますね。

その際に、この昨年の 6 月議会とか 12 月議会、本年の 3 月議会で私は質問しております。21 年の 6 月に福岡県と芦屋町が国土交通省港湾局計画課に申請した芦屋港にぎわい協働創出振興計画総工費 2 億 8,000 万円についてこれについて質問を 3 回ほどやっております。

そのときの質問の内容は、振興計画案を議会にも諮らず、申請したことに対して、いつ議会で審議するつもりであったのか。また、維持管理についてどのような協議をしてきたのかという質問に対して、回答が、当時の民主党政権の事業仕分けの関係でこの交付金事業自体ができなくなった。よって事業を取り下げており、今の事業とは何ら関係ないと。また維持管理の協議は進んでいないという答弁でした。

維持管理の協議は進んでいないとは思いますが、今回の 400 本の施工の事業というのは、福岡県の単費で行うようになっておりますが、私は副町長の鶴原さんが企画課長のときにこのようなことをおっしゃいました。社会資本総合整備計画の福岡県の事業に芦屋港港湾環境整備計画の一環としてというような話があったわけですが、これについては私、国土交通省の港湾局、それから福岡県の港湾局に担当者にお問い合わせしてみたんですね。そうしますと、副町長が言われたように、芦屋港にぎわい協働創出振興計画ではないけれど、そういうような社会資本総合整備計画の中の芦屋港港湾環境整備計画に基づいてやるんだと。そしてその内容は、先ほど言いました 21 年 6 月に振興計画が出てますが、それを踏襲するということでした。

したがって、今まで平成 21 年までに考えられていたこと、研究協議されてきたことがだめになったのではなくて、それがいずれは問題なり、また課題として表面に出てくるというふうに考えています。

よって、私は、この件について説明質問をさせていただきます。

まず、そういう振興計画案を国に申請されたわけですが、21 年の 6 月に。そのときに議会や全員協議会で諮ったことがあるのかと。申請するということを説明しましたかと。その計画について、そのことについて質問します。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋町では、海浜公園やアクアシアンで堆積する砂、周辺民家への飛砂被害などを解決するよ

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

う、機会あるたびに福岡県へ要請してきました。このような背景を踏まえ、福岡県では、平成 18 年から里浜づくりに係るワークショップを立ち上げ、そのワークショップで検討された計画素案を具体化するため、地域住民などで組織された里浜づくり実行委員会や技術検討会などの審議を踏まえ、里浜づくりの計画案が策定されています。平成 20 年 12 月の議会全員協議会において、里浜づくりに関する説明を行っており、喫緊の課題である飛砂被害を軽減する里浜の実現について合意は諮られていると理解をいたしております。

したがいまして、港振興交付金事業、芦屋港にぎわい協働創出振興計画は、平成 21 年 6 月に福岡県とともに共同申請をいたしました。

なお、議員がおっしゃりますように港振興交付金制度につきましては、21 年度に交付金制度そのものがなくなり、申請は認められなかったことになっております。予算審議につきましては、事業費を予算計上いたしますので、議会で予算説明をする考えでございましたが、先ほど申しましたように交付金自体がなくなったため、事業を取り下げております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

申請したのが 21 年の 6 月で、そして民主党政権になって事業仕分けということで、もしこれが事業仕分けにならないで平成 22 年の 4 月に認可されていたとしたならば、その時点で議会に諮りそして審議するという事だったと思うんですけど、その際に、さまざまな情報にしろ、資金の問題にしろ、そしてこのボランティアの皆様方の汗と協力に基づいてやらなければならないこの事業を、決定してから審議するという事はいかなものかなと思うんですね。その辺はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

この事業につきましては、里浜の経緯につきましては、18 年の 12 月から 20 年の 3 月まで第 1 回から第 6 回のワークショップを行っております。この間、広報でもお知らせをしております。また、20 年の 10 月から 21 年の 3 月にかけて、第 1 回から第 3 回の技術検討会を行っております。先ほど申しましたように 20 年の 12 月には、議会全員協議会で、里浜づくり事業の背景、経緯、概要などについてお話をさせていただいております。

また、20 年の 12 月には、全員協議会後に、芦屋海岸における飛砂対策についての要望を町から県へ要望書も出してあります。

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

また、21年の3月から23年の3月にかけて第1回から第4回の実行委員会が開かれております。

こういう経過から考えまして、里浜づくり事業については合意が得られているものと考えまして申請をしたものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

その技術検討委員会の中で、今の振興計画を県と町が検討しながら申請する中で、結果的にはそれが認可されなかったということでしょうけど、その中で平成21年の6月に申請されたわけですね。その中で、まだ認可されない1カ月、だから平成22年の3月には、芦屋港湾海岸里浜緑地、仮称ですけども、管理に関する基本協定案が策定されております。そして協議されておるようですが、その基本協定案というのが、福岡県が町と協議して出された内容なんですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

県が町に示されたのは、22年の3月に県が里浜緑地（仮称）に関する基本協定書案を示されました。このことというふうに。示されたのは22年の3月だというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

それは示されただけであって、それを協議して町としてもその協定案に対して賛同するという意味ですか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

芦屋港湾海岸里浜緑地（仮称）の管理に関する基本協定書案と芦屋港湾海岸里浜緑地（仮称）の管理に関する覚書について、先ほど申しましたように22年の3月に県から提示をされております。

これにつきましては、これが初めて、22年の3月が第1回目で示されたもので、2回目については22年の9月に行っております。ただ、港湾緑地と芦屋海岸遊歩道等の管理の協定案の締

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

結が 23 年の 4 月ということで、先行して協議を行いましたので 3 回目は 23 年の 8 月に行っております。

町としては、当初から飛砂効果があらわれるまで福岡県による維持管理が基本ということで、まだ合意には至ってません。まだ協議の入り口段階というふうに町のほうでは認識しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

この振興計画という形ではなくて、今言いましたように、社会資本総合整備計画の中で、今後 3 万 8,000 本を植樹するということになれば、そうやって進められていくと思います。そうしますと今土台となりました今、基本協定書、それからまた覚書、それに沿って進められるのかなと思うわけですね。そのときには、やはり事前に議会の私たちにそういうものを情報を流していただいて、町と我々として協議していく、そういうものをやはり進めていく必要があるかと思うんですね。その辺はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

協議が具体化になりましたら議会のほうにご提示したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その協定書案、それに覚書に関することなんですけれど、その管理一覧表によれば、10 年後は芦屋町が維持管理を行うとなっている。もちろん 10 年以内に植樹して 3 万 8,000 本を植えて、10 年以内も当然、町がじかにする必要のあるものもあるでしょうし、10 年以後は芦屋町が維持管理を行うというような、これもまだ決定ではありませんでしょうけど、そういう話し合いもなされたのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

覚書の中に 10 年間は県が行うものとし、それ以降は芦屋町が行うという文言はあります。

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

ただ、先ほども申しましたように、町といたしましては、当初から飛砂効果が変わるまで福岡県による維持管理が基本という考えでございますので、10年というのはまだ決定したわけではございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

その際に、10年後に芦屋町が維持管理を引き継ぐというような内容ではありましたが、今、芦屋港の背後地になります緑地A、それからB、Cの3カ所が、芦屋町が管理してたと思うんですね。その管理経費として、維持管理費は平成元年から平成14年までの経費は町が払ったというふうに聞いておりますが、幾ら支払ったということになってますか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 入江 真二君

港湾緑地の管理でございます。平成元年から平成14年までの14年間約8,700万でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それから、海浜公園遊歩道は平成22年度までは、平成15年から平成22年までは町が支出してきて、今回の背後地のA、B、Cの問題、それから砂の除去の問題、里浜づくりとの3点セットといいましょうか、そういう中において、23年度からは県が支払うようになってると、実際支払ってきたということですが、平成15年度から22年度までに町が支払った経費というのは幾らでしょう。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 松尾 徳昭君

平成15年から平成22年度の間、海浜公園遊歩道等の飛砂対策の費用として2,732万3,000円を支払っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そうしますと、港湾背後地の緑地の金額、それに砂の除去費も合計 1 億二、三千万円を支払ったことになるんですね。

どうでしょう。港湾をつくる際に、港湾緑地の A、B、C を、まあ町がせつかくなればそれをつくっていただきたいという要望のもとにつくっていったと思うんですけど、この維持管理費が 1 億 2,000 万を超えるような、なったということは想定どおりの金額であったかどうか。想定外であったのか。その辺はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

想定内か想定外というそういうお話ではないと思います。やはり、背後地の港湾緑地については、立派な公園をつくっていただいておりますので、それなりの維持管理をしてたくさんのお客様に来ていただきたい、憩いの場所にしていただきたい。そういう形で維持管理もやってきたらうとは思っております。

ただ、当時の維持管理のやり方と今現在の維持管理のやり方というのは、若干、予算計上を見ても現在のほうが少のうございますので、効果的な形で維持管理をしていきたいという考え方で今は取り組んでいるというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

社会資本総合計画に基づいて、また、その 3 万 8,000 本の松の植樹については表面化してくるだろうと思いますが、今、そういう維持管理費がかなりの金額がかかるということ、私は、今、申し述べておるわけです。

広さからすると、あの緑地 A、B、C の大体 4 倍ぐらいの広さになるだろうと思います。3.8 ヘクタールの広さというのはですね。そのときの 10 年後とはいえ、引き継いだときの維持管理費、そういうものが大変な金額になるということ、心配しております。

それと同時に、やはり 3 万 8,000 本の植樹した際の汗と労働によるボランティアの皆さん方、今は 400 本ですから、植えるときはボランティアの皆さんがかなりの人が来られてて掘られておりましたが、じゃあ何回か砂を取ったりですね、そういうことをされているのがボランティアであったかどうかわかりませんが、かなりの人のボランティアの方を要請しなければ 3 万

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

8,000本の管理はできないと思います。

そういう意味では、慎重に3万8,000本植えることが本当にいいことなのか。そういうことを危惧しておるところです。

それから、私は、今の試験、実験施工は3年になるのか4年になるのかわかりませんが、あの前砂丘、堆砂垣、静砂垣を乗り越えて砂が入ってくる。そして4年、5年すれば1メートル50ないし、2メートル近くの植樹に成長すると思うんですけど、そういう防波になるようなものが、それを乗り越えて成長した、青々としたその先っちょに砂が当たり、そして傷つけられ、そして塩害によって枯れていくというようなことも考えられます。そういう意味では、実験施工というのは、3年、4年ではなくて、よくまあ5年とか10年とか、そういうようなことも考えていただきたいなというふうに思っています。

次に、高さ3メートル、長さ185メートルの防砂フェンスについては、県の事業だと、こういうふうにおっしゃってますけれども、やはり、芦屋海岸の景観、それと美観を損なわない観光資源の喪失につながるのではないかというふうに考えます。

それと同時に、今現在、海浜公園遊歩道には、毎年のように高さ2メートルの緑のベルト地帯の樹木を砂が覆ってますね。それを3メートルの高さだからといって、これは2年、3年もしないうちにその3メートルを超えてくるだろうということも考えられます。その辺については技術検討委員会でどのようなふうにも、芦屋町として見解を持っておられるのかなと思っています。質問です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 中西 新吾君

防砂フェンスですが、そもそも福岡県による里浜づくり事業は、芦屋町の飛砂被害の対策を県へ要請したきた経緯がございます。海岸に近い幸町地区、白浜地区、浜崎地区の住民の皆さんにとっては、飛砂によって生活被害を受けており、さらに芦屋町にとっても海浜公園や中央病院などへの飛砂被害も甚大であり、飛砂に対しては、里浜づくり事業と防砂堤側道路の砂除去とセットの対策を県に行ってもらふ必要があると考えております。

また、県は、防砂フェンスにつきましては、防砂フェンスも含めた里浜づくりの効果を見守っていきたいというふうに答えられております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういうふうな松の成長もそうですが、やはりそういう防砂フェンスにしろ、3万8,000本の松にしろ、飛砂対策という観点でしようけど、その原因は何かというと、やはりそういう拡大化した砂浜が原因ですね。県も認めてますように、港湾そのものの建造、そして港湾を航路を守るために防砂堤という形で砂がたまってきた。結局は、差というのは砂の堆積です。

町長も以前言われました。今回は、背後地の砂を取り、それから野積み場にあった砂を1万8,000立米除去したわけですけど、町長もやはり汀線ですね。前進してる汀線250から300メートルぐらいになっている汀線を、後ろに下げするためには砂を除去していく、そういうことをやはり進めていかないと、松を3万8,000本植えたとしても、汀線は毎年毎年3メートル、5メートルずつ前進しています。その辺、町長、再度汀線を後退させるための、そういうことについて、県にぜひ説明をしていただきたいと思いますと思うんですがいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど私答弁しましたように、これは芦屋町の問題だけではない。それは議員もよくご存じて、岡垣町は浸食されてる。芦屋町は堆積しているということで、確かに行政は違いますが、これはもう行政を超えて、これはもう一つの問題であるということで、岡垣の町長と一緒に、これは両町合わせてやりましょうということで、そういうふうな協議会をつくろうということ为先ほど申し上げました。

芦屋町とすれば、松の植樹と砂の除去は、これはもう一体ですよ。除去は除去ということで本年も除去をしていただくように、これはもう例年というか通年である程度除去していただくというふうに強くお願いいたしております。

今回も、たしか今月やったかな。あそこの土木事務所で各管轄の市町村集まって陳情会がございます。そのときにもお話するようにいたしております。事あるごとにその砂の除去というのはお願いをいたしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4番 妹川 征男君

そういう力強いお言葉をいただいてうれしいわけですが、やはり私は、提案をさせていただくとするならば、やはり、海岸線の汀線200から250、ないしは300メートルある汀線を今から20年ぐらい前のように汀線そのものを50メートルぐらいにしていくためには、まず、海岸線の砂を5年、10年かけてでも取ると、そうすれば砂現象はなくなります。ほとんどなくな

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

ります。松の植林も要りません。防砂フェンスも要りません。そして植林維持管理のためのボランティアも要らない。海水浴客もたくさんの方が見えられると。やはり海岸線の汀線を後退させるために砂を取ることが、景観もよくなるし、一石六鳥じゃないかと。

つまりこのようなことをすることが、破壊されたものの海岸線を復元、回復すると。私は、次々と新たなる向上を行うことは、屋上屋に架する、私は町長に申し上げた勇断を持って今の点について苦心していただきなど。

とにかく砂を何年かけてでもいいから取ってほしいということを要望しまして、この件については終わりたいと思います。

次は、特別養護老人ホームについてですが、今、説明がありました。

私は、特別養護老人ホームの開設を願う多くの町民の皆さま方、高齢化社会に向けて老々介護の皆さんもおられますし、それから要支援の方々も高齢化社会の中で、増加しつつあるというふうに考えております。その中であって、今年、芦屋町高齢者福祉計画も策定されてますし、また、芦屋町に特別養護老人ホームの早期開設を求める陳情書、それでわずか2カ月足らずで三千三百、四百を超える人たちの思いも受けとめなければならないと思っております。

そういう中であって、この特別養護老人ホームについての質問をしていくわけですけど、その50床というのが22年度、80床というのが今年度ということなんですが、その枠の根拠というのは、どこからその50とか80が出てきたのか。回答をお願いします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、50床でございます。

21年6月に50床の整備量を要望しておるんですけども、これは当時の高齢者の増加率、それから26年度に必要なと見込まれるサービス量を見込み、当時約70人いました特別養護老人ホームの入所者と比較し、約50床の不足が見込まれること、27年度以降も高齢者の人口も増加するとの見込みから要望したものでございます。

次に、80床についてでございます。

これは、23年度において80床を要望した根拠は、県が22年10月1日現在で特別養護老人ホーム入所申込者状況調査を実施しております。その中で、芦屋町の状況ですが、入所申込者が約100名いること。さらに、要介護の認定を受けている自宅者がいることも考慮し、それと町の財政負担などを踏まえ、要望したものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

2012年の3月9日のホームページを見てみますと、芦屋町独自のホームページが、ダウンロードしまして印刷をしたものがあります。平成23年の3月26日までと、提出期限がですね。その中で、7ページほど印刷しておるわけです。そして、福岡県のその方針、施設整備の方針なるものが何十枚かここ出てくるわけですけど、この22年度については、課長にお話したときに、22年度の分のホームページはありますかというふうに聞いたわけですけど、今、削除されたのか、パソコンの変更によって、それはありませんということでしたけど、実際どういうふうになってたんでしょうかお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

町のホームページにつきましては、先ほどご答弁させてもらいましたけども、22年の5月18日から6月11日ということで町のホームページにアップしております。

ただ、ホームページにアップしましたコンテンツにつきましては、時々やってるんですけども、サーバーに残しておく負担が大きいということでクリーンアップ作業をやりますもので、この関係で現在はもうコンテンツは残っておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それはサーバーとのかかわりの中で、意図的に消されたのか、これは表と裏がありまして、表のほうを消したのであって裏のサーバーには芦屋町のサーバーとして特定したものがあられるわけですから、それはもう削除したという意味でしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ホームページのサーバーにつきましては、具体的には企画政策課のほうで、私が以前おったときにはホームページの容量が大きくなるんでということで、担当課のほうで削除してくださいというその手順がございますので、その手順に基づいて削除してるわけがございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

削除したとしても、そういうような、ここに 24 年度今年度の分があるわけですね、カラーでつくられたものがですね。こういうのがちゃんと保存する義務があるだろうと思うんですけど、保存すらされていないということになりませんか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

この協議手続に関しましてなんですけども、これにつきましては別の決裁文書でちゃんと取っております。協議手続を、芦屋町で実施する 6 月 11 日を、芦屋町への締め切り期限として保存しておくということで、きちっと公文書としては残っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

決裁についてはそれでいいとして、これ、データはそんなにたくさんあるわけじゃないんですけど、まあ意図的に削除したとしても、このプリント自体はあるんでしょ、22 年度の分。

24 年度分は、私もこうやって持ってるわけなんですけども、22 年度のホームページで作成して表示されて、そして削除された。データが多くなるといけないから、2 年前ですから削除されたんでしょけれど、この印刷そのものがありますかと言ってます。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、まさしく妹川議員が持たれているものが、コンテンツでございます。こちらについては、現在記録としては持っておりません。もう削除しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それ非常に疑問に思うんですけどね。この 3 ページ、4 ページですよ。7 ページありますけど、これ自体は、当然削除される前には、ダウンロードされて、そしてこれは保管する義務があるだろうと思うんですけど。

ここの芦屋町例規類集に、この芦屋文書事務取扱規程というのがありますけど、こういうもの

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

から照らし合わせると、この保管、保存及び廃棄ということで、永年と 10 年と 5 年と 1 年とゼロ年という形で、保管及び保存を要する文書の年限はということになってます。この芦屋広報ですら、5 年間は保管しなければならないということなんですよ。

これ、非常に大事な書類だと思うんですけど、これはもうないんだということで、もうそういう当然ですね。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

先ほども申しましたように、この協議手続を芦屋町で受け付けます、それからホームページで周知を図りますということにつきましては、この意思決定の決裁文書につきましてきちっと残っておりますので、公文書規程には当たってない。ただ、ホームページのコンテンツにつきましては、芦屋町のホームページの、いわゆるコンテンツデータの取り扱いにつきましては、削除することは各課長の判断で行うことができますので、削除してもう現在は残っていないということでございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

別な件なんですけれど、22 年度に限って質問したいんですけど、この施設整備上の留意点ということで、「社会福祉施設の設置については、その性格上、地域住民の理解と協力が得られて初めて健全な運営が可能であること及び当補助金が税を財源とするものであることから、地域住民に対する説明、情報提供が事業者より事前に十分なされ、理解と賛同を既に得ていること」ということなんです。それと、町長の意見書については、「当該市町村の老人福祉計画、施設の建設に対する地元住民の意見等を踏まえて、施設の必要性が明らかになるよう作成すること」というふうなことになっておるようです。

それで、やはり今回の 24 年度についてはさまざまな要件があって、多くの町民の皆様方がこの特別養護老人ホームの必要性というのは、当然その老々介護の問題、今の高齢化社会の中で必要性をみんな考えられて、そして署名も始まっていて、町民のみんなのものになってきたかと思うんですね。

では、そしてまた、昨年 9 月においては本議会で請願、そして意見書採択というような形で進められてきました。これが初めて、町民の皆さん、議会の皆さんにも、私も含めてですけど明らかになっていったような気がしてなりません。で、22 年度はどうであったのかというふうにかう思わざるを得ないんですけど、本当に地域住民の方々が、そういう、特養というのは本当

平成 24 年第 2 回定例会（一般質問）

に必要性ということは感じておられながらも、町がそういう特養の——例えば、2年前は50床ですけど、その特養がこうやってとれるようになるよとか、そういう情報を流してきたのかと。また、議会の皆さんが2年前、町長が平成22年の6月29日に意見書として出されています。そういうことについて、50床をですね、枠があって、ある事業者の方を申請されたと思うんですけど、そのことについて全員協議会や議会や委員会で論議されたことはあるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、今回、24年度につきましては3月の委員会のほうできちっと特養の枠についての説明がございました。それ以前の件なんですけども、まあ、以前というか、今、妹川議員が言われましたように、公表を事前にとということだと思いますけども、この点についてちょっと答弁させていただきたいと思います。

結論から申し上げますと、芦屋町が特別養護老人ホームなどの整備枠の要望、いわゆる前年度ヒアリングとかこういう未確定なものにつきましては、公表すべきではないというふうに考えております。その理由としましては、芦屋町の要望がそのまま県の高齢者福祉施設などの整備方針に反映するかどうかわからないためでございます。具体的に比較するとわかりますが、22年度、それから24年度の県の整備方針で内容が異なっております。

例えば、1つ目としまして整備箇所の問題がございました。22年度の県の整備方針では北九州地域、ご存じのとおり、遠賀・中間地域で整備枠を示しており、遠賀・中間地域であればどこに整備しても構わないというのが22年度の整備方針の内容です。しかし、24年度の県の整備方針につきましては、22年度の整備方針とは違い、整備枠は前年度に県が行ったヒアリングにおいて、「町が整備意向を示していることが条件」と記載されておりました。ここがもう決定的に違ってました。自治体ごとに整備枠が配分されているということです。このように、特別養護老人ホームの整備事業者や整備枠は県が決定するものであり、県の意向により整備方針の内容も変更されてまいります。

それから、昨年4月なんですけども、介護保険の広域連合から「特別養護老人ホームの整備枠は、日常生活圏域ニーズ調査などの結果を踏まえ、介護保険事業計画で調整していく」とされ、「最終的には、県が策定する福岡県高齢者保険福祉計画で決定するものです。自治体が要望する内容が反映するものではない」ということがわざわざ注意書とされております。したがって、芦屋町の要望を公表することで過度に町民の期待感を抱かせることにもなりかねません。それから、事業者へ不確かな情報を提供することにもなりかねません。芦屋町の要望内容というのは、このようなことから事前には公表することは差し控えたほうが良いというふうに考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

もし、22年度のときに、そういう、町民の力強い応援、そして議会議員の応援、そういうものが22年度にあっていたら、22年度は水巻の業者が50床をとったと。で、芦屋町ですね、その際に水巻のほうでは署名運動までやっておるんですね。つまり芦屋に負けるなっていうか、水巻は水巻で署名運動をやってそれが中央に行ったのか県に行ったのかわかりませんが、まあ、そういうふうに聞いてます。署名運動が始まって芦屋に負けるなよというような形だったと思うんですが、そういう形で2年前に、そういう、署名運動なり、また議会として意見書が出てたりしたら、そこで遠賀・中間市4町ですね、それで50ですから。

そこで、やっぱり審査の段階でどちらにするかということになると思うんですけど、そういう、今回はこうやって今年度が来年度、25年度に繰り延べされるということになっておるようですけど、まあ、そういう意味では、芦屋町として何事業者が申請されるかはわかりませんが、でも、20年度の件に対して考えれば、町長の意見書についてはもうやはり、「この施設が計画されている山鹿地区小学区には介護保険施設が全くないため、今回併設されるデイサービスなどが整備されることにより、地域介護の拠点施設となることが期待されます。」というようなことを書かれているわけですけども、知事あてに。でも、肝心の地元住民すら、それが、50床の申請がなされていることすら知らなかったということは何だったんだろうかなと、こう思うわけです。

やはり今、課長が言われるように、そういう、みんなが望んでる介護の、その特養については、情報を町民の皆さん、議会の皆さん、そして事業の皆さん方にも、多くの方々がやっぱりその申請、協議書を申請されるような、そしてお互いに申請予定者の方々が競争し合うことによって、いい特養ホームができるのではないかなというふうに思います。

そういう意味で、来年度になるかもわかりませんが、そういう情報をよくこう発信していただきたいということで、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、妹川議員の一般質問は終わりました。